破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第３６０号
川崎市宮前区野川1184番地３
破産者　池田　喜雄
１　決定年月日　平成24年10月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１５７号
茨城県笠間市下郷4628番地
破産者　中山　賞次
１　決定年月日　平成24年10月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第２３８号
茨城県那珂郡東海村大字石神外宿2494番地４　コーポヤマモトＢ－２
破産者　滑川　正江
１　決定年月日　平成24年10月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第２４１号
茨城県小美玉市羽鳥2352番地110　藤枝住宅Ａ－Ｃ号室
破産者　紀ノ川和美
１　決定年月日　平成24年10月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第４７８号
札幌市中央区南４条西９丁目1006番地８　プラネットビル501号
破産者　原口　智哉
１　決定年月日　平成24年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５７７号
札幌市東区北45条東10丁目１番５号　エースティック45－１階101号
破産者　高橋　哲夫
１　決定年月日　平成24年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１６９７号
札幌市白石区南郷通５丁目南２番５号パース南郷203号、開始決定時の住所札幌市西区琴似１条４丁目４番10―302号
破産者　高橋　　誠
１　決定年月日　平成24年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４６４号
さいたま市桜区西堀４丁目８番19号105
破産者　豊嶋　正吾
１　決定年月日　平成24年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６９８号
埼玉県久喜市栗橋東２丁目７番43－３号
破産者　平家　洋子
１　決定年月日　平成24年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８２９号
埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１　西上尾第一団地２―28―404
破産者　遠藤　晴男
１　決定年月日　平成24年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８６８号
埼玉県白岡市下野田849番地28
破産者　岩崎　正幸
１　決定年月日　平成24年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８６９号
埼玉県白岡市下野田849番地28
破産者　岩崎　美華
１　決定年月日　平成24年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第９２４号
埼玉県新座市野寺５丁目６番20号
破産者　舩木　一美
１　決定年月日　平成24年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第９２５号
埼玉県新座市野寺５丁目６番20号
破産者　舩木　慶子
１　決定年月日　平成24年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第９８９号
さいたま市桜区栄和５丁目15番16号　メゾン栄和103号室、前住所さいたま市桜区大字上大久保977番地10
破産者　宇田　春已
１　決定年月日　平成24年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２３号
長野県飯田市山本1167番地３
破産者　山内　　寛
１　決定年月日　平成24年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２３年（フ）第８７３９号
大阪府和泉市寺門町１丁目１番１―303号、住民票上の住所大阪府高石市綾園４丁目５番27―702号
破産者　中谷　康人
１　決定年月日　平成24年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４３５号
大阪市西成区聖天下２―11―13　ルミエール聖天下203号、開始決定時の住所大阪市西成区岸里３丁目７番１―608号
破産者　志磨村宣昭
１　決定年月日　平成24年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８６１号
大阪府摂津市東別府２丁目９番１号
破産者　小野　直樹
１　決定年月日　平成24年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部